

## 平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に関する義援金について

在ホンジュラス日本国大使館

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震の発生を受け、外国政府及び外国の個人・企業、在留邦人等からの義援金について、以下の方法により、義援金を受け入れております。

### 1. 在ホンジュラス日本国大使館による義援金受け入れ

（平成30年3月31日まで受付を延長しました。）

（1）当館は以下の義援金受け入れ口座を開設しました。

#### 【口座情報】

米ドル口座：

Bank Name : Banco Atlantida

Account Number : 010120352157

Beneficiary Name : EMBAJADA DE JAPÓN

Beneficiary Address : Col. San Carlos, Calzada Rep. de Paraguay

Telephone : 2236-5511

レンピーラ口座：

Bank Name : Banco Atlantida

Account Number : 010120352165

Beneficiary Name : EMBAJADA DE JAPÓN

Beneficiary Address : Col. San Carlos, Calzada Rep. de Paraguay

Telephone : 2236-5511

（2）受領証を希望される場合は送金後、当館宛（[ejh-sconsular@te.mofa.go.jp](mailto:ejh-sconsular@te.mofa.go.jp)）に以下の情報を御連絡ください。

- ・「受領証が必要な旨」
- ・送金者名及び連絡先（住所及び電話番号）
- ・金額
- ・送金日
- ・送金元銀行名

（3）大使館に現金をお持ちいただく場合

領事窓口受付時間（平日午前9時から午後12時、午後1時30分から午後5時まで）  
に義援金受付を行います。

（注：義援金は、現金（米ドルおよびレンピーラ）のみの受付となりますので、ご注意ください。）

## **2. 被災地の各地方公共団体による義援金受け入れ口座**

被災地の各地方公共団体においても、義援金受け入れ口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。なお、特に被害の大きかった熊本県及び大分県の義援金情報は以下のリンクより御確認ください。

- 平成28年熊本地震義援金の募集について（熊本県ホームページ）
- 「平成28年4月地震大分県被災者義援金・被災地寄付金」の受付について（大分県ホームページ）

（了）